

日本赤十字放射線技師会会費納入規定

- 第1条 この規定は会費の納入について必要事項を定める。
- 第2条 会則第23条の会費は年額3,000円、入会金は1,000円とし、入会時に納入するものとする。
- 第3条 会費は第26条に基づき、当該年度当初に納入するものとする。
- 第4条 会費3年間未納者については、退会とし、再入会金は10,000円とする。
- 第5条 理事会で特に認めた者は、会費免除とする。
- 第6条 この規定の改廃は理事会にはかり総会の承認を得るものとする。

附 則

この規定は昭和28年11月16日より施行する。

昭和58年10月26日 改正

昭和62年 8月27日 改正

平成 2 年 4月 5日 改正

平成10年 5月28日 改正